

平成21年第2回
美唄市議会臨時会会議録
平成21年2月26日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第17号 美唄市地域活性化・安全
対策基金条例制定の件
〔総務・文教〕
- 2 議案第18号 美唄市介護従事者処遇改
善臨時特例基金条例制定
の件〔産業・厚生〕
- 3 議案第19号 平成20年度美唄市一般
会計補正予算（第6号）
〔予算審査特別〕
- 4 議案第20号 平成20年度美唄市下水
道会計補正予算（第2号）
〔予算審査特別〕
- 5 議案第21号 平成20年度美唄市介護
保険会計補正予算（第3
号）〔予算審査特別〕
- 6 議案第22号 平成20年度美唄市後期
高齢者医療会計補正予算
（第1号）〔予算審査特
別〕
- 7 議案第23号 平成20年度市立美唄病
院事業会計補正予算（第
3号）〔予算審査特別〕

◎出席議員（16名）

議長 林 国夫 君
副議長 内馬場 克康 君

1番	吉岡文子君
2番	森川明君
3番	五十嵐聡君
4番	高田正則君
5番	高橋幹夫君
6番	阿部義一君
7番	長谷川吉春君
8番	米田良克君
9番	白木優志君
10番	小関勝教君
11番	土井敏興君
12番	本郷幸治君
13番	紫藤政則君
15番	谷村孝一君

◎出席説明員

市 長	桜井道夫君
副 市 長	斎藤正紀君
総 務 部 長	安田昌彰君
市 民 部 長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川直紀君
商工交流部長	岡嶋博文君
農 政 部 長	林 信孝君
都市整備部長	山口隆慶君
消 防 長	佐藤賢治君
総務部総務課長	小橋一夫君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教育委員会教育長	板東知文君
教育委員会教育部長	前田敏和君

◎欠席説明員

病院事務局長	奥山隆司君
--------	-------

◎事務局職員出席者

事務局 長 藤 井 英 昭 君
次 長 中 平 匡 司 君

午前 10 時 00 分 開議

●議長 林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

11 番 土井敏興議員、

12 番 本郷幸治議員、

を指名いたします。

●議長 林 国夫君 次に日程の第 2、委員長報告に入ります。

順序 1、議案第 17 号美唄市地域活性化・安全対策基金条例制定の件ないし、順序 7、議案第 23 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 3 号）の以上 7 件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第 17 号について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長 土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 17 号美唄市地域活性化・安全対策基金条例制定の件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、2 月 24 日委員会を招集して、審査いたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを

申し上げます。

第 5 条に、財政上必要があると認めた時は、繰替運用することができるかとあるが、そういうことが想定されるかと考えていいのか。との質疑に対して、基金条例の場合、一般的に繰替運用の規定というものが、条例の構成の 1 つの要素となっている。

この度の地域活性化・安全対策基金に積み立てた金額は、7,500 万であるが、厳しい市の財政運営を行っていく中で、市が持っている現金を効率的に運用していくという意味から、繰替運用を行う可能性はあるかと考えている。との答弁。

今回のような対象を絞った基金条例というのは、これまでも例があったのか。との質疑に対して、竹下内閣時代に行われた、ふるさと創成事業の際に、ふるさと創生基金を設けて、事業を実施したという経過がある。

今回、交付される部分の 3 割の範囲内で、基金に積んでもよいということが国から示されているが、財政調整基金や減債基金への積立は認められていない。

今回市においては、地域活性化生活対策の臨時交付金に合致するような基金がないため、単年度限りの基金にはなるが、新たに本基金を設置するという事で、考えている。との答弁。

この基金の使い方に対する制限というものがあるのか、との質疑に対して、このたびの交付金の使用のメニューについては、地域成長力の強化、地域生活基盤の確保、低炭素社会づくり等の環境の保全、生活者の暮らしの安全安心、家計緊急支援対策、金融経済の安定強化、地方の底力の発揮など、細かくメニ

ューは示されており、これらのメニューに沿うような形で、事業を選択しているところである。

使途の制限については、職員の人件費や、用地全体を活用する見込のない用地費、貸付金、保証金には充当することができないこととなっている。との答弁。

第3条に、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理とあるが、その最も有利な方法とはどこを指しているのか。との質疑に対して、基金の管理については、基金を金融機関に預金する場合や、債権を購入して運用する場合等、いろいろな管理の方法があるが、金融機関に預金することにより管理をしていきたい。との答弁。

結果といたしまして、議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第18号について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第18号美唄市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、2月24日の1日間、委員会を招集して審査いたしました。

議案第18号の審査における質疑・答弁を申し上げます。質疑は1点でございました。

条例附則第2条に、この条例は、平成24年3月31日に限りその効力を失う、この場

合において、基金に残高がある時は、当該基金の残高を予算に計上し、国庫に納付するもの、との規定があるが、この場合の残金の返還については、元本を含めた返還と理解をされているのか。との質疑に対し、介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する為の基金であり、仮に残高が生じた場合、返還の義務が生ずる。との答弁。

質疑は以上でございました。

結果といたしまして、議案第18号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第19号ないし議案第23号の以上5件について、白木予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長白木優志議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第19号平成20年度美唄市一般会計補正予算（第6号）、議案第20号平成20年度美唄市下水道会計補正予算（第2号）、議案第21号、平成20年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）、議案第22号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）及び、議案第23号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算（第3号）の以上5件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、2月25日、委員会を招集して審査をいたしました。

まず、議案第19号一般会計補正予算（第6号）のうち、第2款から第6款にかかる質

疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、定額給付金給付事業について、給付対象の基準、事務手続きに何人くらい予定しているのか、との質疑に対し、2月1日現在、美唄市に住民基本台帳の登録がある方が対象で、その後市外に転出された方についても美唄市に申請をしていただくという整理をしている。

また、事務手続きに臨時職員を数名予定し、正規職員についても全庁的に連携を図りながら、集中する期間に応援体制とりながら事務を進めていきたい。との答弁。

次に、定額給付金給付事業について、2月2日に出生された方、なくなられた方は対象となるのか、との質疑に対し、あくまでも2月1日が基準日であり、以降に出生された方は対象とならず、亡くなった方の取扱いは、現時点の国の考え方は、受給権者が世帯主ということであり、世帯主が亡くなった場合は、新たな世帯主が亡くなった方の分も含めて申請をいただくという考え方である。

なお、1人世帯の方が亡くなった場合は、申請者・受給者とも存在しないという整理で確認をしているところである。との答弁。

次に、定額給付金事業に係る事務費補助金の内容について、との質疑に対し、歳入の事務費補助金の内訳として、1団体当たり基礎額として614万1,000円、1世帯数当たりの単価が1,192円である。との答弁。

次に、定額給付金給付事業について、電算システムを構築するということだが、郵送までに間に合うのか、また、DVによる別居中の対応について、どのようになっているのか、との質疑に対し、システム開発については、

総務省から事前に全国の主要のシステムを開発しているメーカーに事前打合せがされており、メーカーも既に開発に取り組んでいると聞いており、システム開発に要する期間は3月の早い時期に開発が可能であると聞いている。

また、DV被害者への支援措置ということで、国から一定の考え方が示されており、加害者に情報が漏れないようにする支援措置を徹底するということから、広報紙等を通じて周知の徹底を図りたい、との答弁。

次に、定額給付金給付事業については、職員の日常業務に支障のならないような体制を構築し、準備をしていただきたい、また、給付金を辞退した場合の受け皿を作るのが自治事務だとしたら、市長が考えることだと思うが、その考え方について、との質疑に対し、体制の問題については、職員数が減少している中、早急な体制づくりに向けて努力したい。

また、寄付については、国民的に賛否両論が非常に多い定額給付金であるため、これについては早急に検討したい。との答弁。

次に、地域活性化生活対策臨時交付金について、この交付金を7つの事業にあてた考え方と、今回の補正と実施計画との整合性について、との質疑に対し、交付金の目的として、地域の活性化に速やかに、かつ着実に図る位置づけとされ、市としては、今回の臨時交付金を可能な限り有効に活用したいという考え方の基に、経済振興対策、安心・安全なまちづくりという大きな2つの柱だてにより、交付金で活用すべき事業について編成を行ったところである。

それぞれの柱の考え方で、経済振興対策については、当市の基幹産業である農業を中心に、市内消費の拡大及び公共事業に基づく雇用対策などを選定したところである。

安心・安全なまちづくりに関しては、地域医療、市内の各公共施設でこれまで財源手当てがなく、なかなか着手できなかったものを中心に予算付けをした。

また、情報産業の進展に向けてのインフラ整備、コミュニティ施設等の整備も合わせて行うとしたところである。

また、臨時交付金を当てる際の実施計画については、他の計画書との整合性に関し、既存の施策の体系に整合性が図られるよう、組み立てをしたところであるが、多くは新しく取り組む事業となっているため、目的とする経済振興、あるいは市民の暮らしの安全確保について、これからも既存の計画を基本に進めたい。との答弁。

次に、地域活性化・生活対策交付金を使った事業で、継続性のある事業はあるのか、それとも単年度なのか、また、事業によっては全額交付金と、一部一般財源をぶつけている事業があるが、その違いは何か、との質疑に対し、この交付金制度については、国の金融経済対策として制度化されたものであり、今後、制度として継続していくのかどうか、現段階では明らかにはなっておらず、緊急対策ということで押さえている。

また、財源として交付金のほかに一般財源を当てているものがあるが、今回の予算は、実施計画の中で基本的に臨時交付金を全て使い、残さないようにということであるため、入札減などで財源の動きがある場合などの対

応として、一般財源を一部当て込んでいるものもある。との答弁。

次に、市内消費拡大促進事業について、プレミアム商品券の1世帯当たり、あるいは個人の最高限度額はいくらか、また、加盟していない店の対応はどうするのか、との質疑に対し、上限については1人6セットで検討している。また、一過性のものではなく全市的に継続的な経済活動の活性化につなげ、加盟店も含めてそれぞれ連携して取り組んでいきたい。との答弁。

次に、市内消費拡大促進事業について、プレミアム商品券の20%分は、市が全て持つのではなく、商工会議所なり関連するお店の皆さん方と、負担のあり方について議論すべきではないか、との質疑に対し、本市の場合、年々、域内における消費が落ちているということもあり、この事業は、継続的に展開して行くという意味でも、当面、20%の部分の助成をし、これを次のプレミアムに使うための回転原資という形にして、通年で実施するのか、期間限定で行なうのかは別にして、今回を契機に消費拡大運動を全市的に盛り上げていく一助にしていきたいという考え方にに基づき、現在20%の助成をしたいと考えている。との答弁。

次に、南福社会館の駐車場用地の寄附を受けての整備だが、舗装はしないのか、今後の考え方は、との質疑に対し、今回の計画の中に舗装は入っていない。また、南福社会館よりも2年早く建設された東福社会館も舗装されていないため、今後、順番ということではないが検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、地域ICT利活用モデル構築事業について、19年20年で開発してやってきた事業の具体的な内容及び効果、また、新たに新規システムを開発することによって、どのくらいの効果を期待しているのか、との質疑に対し、現在、約900名ほど会員登録されており、掲示板方式で美唄のことについて、いろいろコミュニケーションを図っているところである、また、月平均5万件のアクセス数があり、ネット販売も少しずつ増え、6月から2月上旬までで66万円となっている。

また、新たな開発による効果について、一つには、仮想空間の部分と現実の部分の橋渡しにより、距離を超越できるような仕組みの開発、二つには、大口注文対応機能の拡充により、美唄ファンを獲得していくような効果を考えているところである。との答弁。

次に、地域ICT利活用モデル構築事業について、道内で同じ事業を行なっている地域はあるのか、また、国の補助が無くなった場合の、システム運用にかかる経費はどのくらいか、との質疑に対し、本市と同様のシステム構築をしているところはない。また、平成21年度が最終年度となることから、21年度の構築と平行して、管理運営費についても、美唄市地域ICT利活用モデル構築事業推進協議会において、体制・費用負担のあり方等を検討していきたい。との答弁。

次に、農業用排水路整備事業について、全体計画からいくと、どのくらいの部分に当たるのか、との質疑に対し、全体的な改修計画はないが、各地域から要望等が上がっているものを整理し、これまでも急ぐものについては小修繕等で対応してきている。

計画的にという部分でいくと、平成20年度で1箇所、今回実施する排水路については、200メートルのうち、急ぐ部分の40メートルを改修しようとするものである。との答弁がありました。

次に、第7款から第14款にかかる質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、美唄ハイテクセンター支援事業について、現在入居している企業数、光ケーブルを設置することによる、今後の入居の進め方についてどのように計画しているのか、との質疑に対し、現在、ハイテクセンターに入居している企業数は5社で、ここ数年、視察には来ているものの、光回線が使えないということで入居に至っていない、今後は、こういった整備により、積極的に入居募集のPRに努めたい。との答弁。

次に、美唄ハイテクセンター支援事業について、今回の補正で光ケーブルを賃貸借することだが、賃借料はいくらになるのか、また、賃借料は市が負担するのか、との質疑に対し、現在、自治体衛生通信機構が利用しているのがNTTの光ケーブルであるため、このケーブルに十分な空きがあるため、これを利用したいと考えている。賃借料については月10万円、支払いについては、これを利用する事業者が支払うこととなっている。との答弁。

次に、中央駐車場が3月末で使用できなくなることから、その代替として生協跡地に20台くらい駐車できるスペースを確保したいという議会議論があったが、今回の補正に関わる整合性はどうか、との質疑に対し、昨年12月の常任委員会での発言後、商工交流部

と協議した生協跡地のあり方について、変更になったところであり、この件に関して見通しが甘かったことに対してお詫び申し上げます。との答弁。

次に、消防装備整備事業について、隊員の安全を確保するための携帯用無線機を6基整備することで、必要な台数が揃うのか、また、257名の消防団員が着用する防火衣について、耐火能力が低下しているものを使用していることに問題があるのではないか、通常予算の中で整備するものではないか、との質疑に対し、今回6基の携帯無線機を購入しようとしたのは、単独行動を厳禁しているということから、複数の隊員の中の1人は必ず持っているということで、ある程度情報の共有について支障はないと考えている。

また、消防団員の防火衣については、直接、火の中に入らないよう後方支援をお願いしているところであり、少しは我慢をしていただけるものと判断していたが、考え方が甘かったという認識をしており、今後十分考慮したい。との答弁。

次に、小学校コンピュータ機器更新事業について、現在使っているコンピュータのリースの形態はどのようなになっているのか、また、更新しようとするコンピュータについてはどのような扱いなのか、との質疑に対し、現在のコンピュータは、平成13年から5年間のリース契約で導入しており、さらに2年の延長により現在まで使用してきている。

更新しようとする機器については購入という形で予算計上している。との答弁。

次に、光珠内中央小学校閉校記念協賛会交付事業について、学校林を売る場合の係

について、どのようなになっているのか、との質疑に対し、光珠内中央小学校の学校林の総体面積、25万平米のうち約半分の伐採を予定している。体積率の関係では、今回293立米を対象とし、木の評価については、カラマツの原木が189立米、その他広葉樹等を合わせて293立米であり、伐採の評価は230万円、費用として伐採・運搬料などを差し引いて、売却益が50万円の見込みとなっている。との答弁。

次に、光珠内中央小学校閉校記念協賛会交付事業の財源、50万円を捻出するために学校林を伐採するのではないかと、との質疑に対し、光珠内中央小学校の学校林については、これまで学校部分林設定契約により、地元PTAの方々に管理をしており、今般、峰延小学校との統合に当たり、PTAから、管理者の高齢化などで、今後、引き続き管理することが困難であり、学校部分林設定契約を解除したい旨の申し出がなされた。

合わせて、契約で定めているPTA側の収益については、学校の閉校記念の費用として活用したい旨の申し出がなされたため、契約書及び本市の財政状況などを総合的に判断し、今回の措置としたところである。

なお、今後の学校林の管理のあり方などについては十分留意したい。との答弁。

次に、学校の耐震診断の関係で、今回は2次診断を行われる予定だが、今後は、これについて一定の見通しなどがあるのか、との質疑に対し、21年の10月頃に結果が全体的に示される予定で、この結果を受けて今後の耐震化に向けた考え方をまとめ、優先度をつけながら出来るだけ早めに実施設計から耐震

化という部分までしっかりと進めたい。との答弁がありました。

次に、議案第21号に係る質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

2000年から介護保険制度がスタートして、事業主負担の伴わない1号保険の保険料について、これまでの変遷がどのようになっているのか、また、今後の保険料の見通しについて、との質疑に対し、平成12年から、3年ごとの中で、平成12年度から平成14年度までの第1期は3,025円でスタートし、平成15年度から17年度までの第2期は3,200円、平成18年度から平成20年度までの第3期は3,600円が標準月額ということで推移してきている。

また、本交付金が投入されることにより、平成21年度から23年度までの第4期について、標準月額が54円減額されることになる。

現時点での積み上げ積算の金額は4,104円と積算しており、54円減額になることで4,050円で試算している。との答弁がありました。

また、議案第20号、議案第22号及び議案第23号の以上3件について、質疑はありませんでした。

以上の経過から、議案第19号ないし議案第23号の以上5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより**議案第17号**について**質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第17号美唄市地域活性化・安全対策基金条例制定の件**は、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案第18号**について**質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第18号美唄市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件**は、**委員長報告**のとおり**決定**されました。

これより**議案第19号ないし議案第23号の以上5件について、一括質疑**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより**一括討論**を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより**一括採決**いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 19 号平成 20 年度美唄市
一般会計補正予算（第 6 号）ないし議案第 2
3 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計補**

**正予算（第 3 号）の以上 5 件は、委員長報告
のとおり決定**されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成 21 年第 2 回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

午前 10 時 33 分 閉会